

その4 中立公平な公益審査とは何か？

井手たくの問い

公益認定等審議会の事務局のあり方については（国では）より中立的であるべきということで、公認会計士、税理士などが採用される。法施行の5年間の移行期間において、神奈川県の審議会の庶務に民間からの公認会計士などを採用することも、必要。審議会の運用をしていく中で、立入検査は県法人所管課、また諮問する際も県法人の所管課が諮問書をつくる、また、審議をする際もさまざまな形で所管課がかかわっていくとのこと。民間の合議機関の周りがすべて行政で囲まれていると中立公平になるのか、私自身、疑問もあります。

松沢知事の答え

議員ご指摘にもありましたが、国の委員会の事務局に公認会計士等を配置しているということを知っていますので、まず12月1日からの新制度施行後の具体的審議の動向をよく見て、専門性の確保などの観点から、その必要性の有無については検討していきたいというふうに考えております。



その5 法人改革のため具体的に何をやるのか？

井手たくの問い

県職員の公益法人への派遣状況ですが、平成20年4月1日現在で、10団体に対し35名と伺っております。さらには、県職員の公益法人への役員兼務は平成20年6月1日現在で288名、天下りについては役員78名、非役員205名となっております。今回の法律の趣旨の一つに、公益法人に対する行政の関与をいかに排除できるかがあります。公益法人への県職員派遣、役員兼務、天下りについては12月1日の法施行前に廃止すべきと考えますが、知事のご所見を伺います。

松沢知事の答え

本県の職員派遣等は民間のよさを行政が阻害するというものではなく、法人の公益活動を支援するものでありますので、今回の制度改革と連動して一律に廃止すべきものではないと考えています。

行政システム改革の推進という基本姿勢のもとに不断に見直しを進めていくべきものでございます。なお、天下りとのことご指摘でございますが、本県では退職者キャリアバンクを全国に先がけて設置しており、退職者の再就職にあたり法人に受け入れを押しつけるような、いわゆる天下りはございません。※

